

今治市住居確保給付金（転居費用補助）

(1/2)

申請者確認事項(このリストを提出してください)

☆はじめにお読みください。内容を確認されましたら、☑をしてください。

- 申請書等を郵送、もしくは来所する場合は、必ず事前に【今治市生活自立相談支援センター：くらしの相談支援室】（0898-36-1513）までご連絡ください。
- 申請時に生活保護を受給されている方は、この給付金の対象外となります。
- 申請者は、主たる生計維持者(家計を最も支える者)である方となります。
- 住居確保給付金の受給中に収入基準（上限）額を超えた就労収入を得た場合は、給付を中止することがあります。
- 住居確保給付金を受給する期間、誠実かつ熱心に求職活動をしていただく必要があります。
- 書類に不備等がある場合は、担当相談員から連絡しますので、日中(平日9：00～16：00)に、連絡が取れる電話番号等を記入してください。
- ※ 確認事項について、了承いただきましたら、日付、申請者の署名及び日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

令和 年 月 日

氏名： _____

電話番号： _____